第二十九条の四の見出し中「食品表示・規格監視室」の下に「及び米穀流通監視室」を加え、「及び監視専門官」を「、監視専門官、米穀監視専門官及び米穀監視特別専門官」に改め、同条第一項中「食品表示・規格監視室」の下に「及び米穀流通監視室」を加え、「及び監視専門官三人」を「、監視専門官三人、米穀監視専門官五人及び米穀監視特別専門官一人」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　米穀流通監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（料理を含む。第百六十三条第三号、第百八十二条第一号、第二百三十五条第六号、第二百九十七条第三号、第三百八条第一号及び第三百二十五条第六号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

三　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の規定による農産物の検査（以下「農産物検査」という。）の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

5　米穀流通監視室に、室長を置く。

第二十九条の四に次の二項を加える。

9　米穀監視専門官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

10　米穀監視特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、並びに第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項のうち特に重要なものについての検査及び指導に関する事務を行う。

第二十九条の四を第十九条とする。

第二十九条の五第一項中「五人」を「四人」に改め、同条を第二十条とする。

第二十九条の六第一項中「二人」を「一人」に改め、同条を第二十一条とし、第二十九条の七を第二十二条とする。

第二十九条の八第一項中「五人を」を「四人を」に改め、同条第四項中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十九条の九第一項中「消費生活専門官」の下に「二人」を加え、「それぞれ」を削り、同条第二項中「消費生活専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、第一章第一節第二款の二中同条を第二十四条とする。

第一章第一節第二款の二を同節第二款とする。

第三十一条及び第三十二条を削り、第一章第一節第三款中第三十条を第三十二条とし、同条の前に次の一款を加える。

第二款の二　食料産業局

（食料産業調査官、企画官、指導官及び管理官）

第二十五条　総務課に、食料産業調査官二人、企画官一人、指導官二人及び管理官三人を置く。

2　食料産業調査官は、命を受けて、食料産業局の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

3　企画官は、総務課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち食料産業局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4　指導官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し食料産業局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　管理官は、命を受けて、職員の人事管理に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（食品企業行動室及び商品取引室並びに企画官、食料産業専門官、国際専門官、危機管理専門官、金融専門官及び商品取引専門官）

第二十六条　企画課に、食品企業行動室及び商品取引室並びに企画官、食料産業専門官、国際専門官、危機管理専門官、金融専門官及び商品取引専門官それぞれ一人を置く。

2　食品企業行動室は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務をつかさどる。

3　食品企業行動室に、室長を置く。

4　商品取引室は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）をつかさどる。

5　商品取引室に、室長を置く。

6　企画官は、企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち食料産業局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　食料産業専門官は、企画課の所掌事務に関し食料産業局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　国際専門官は、企画課の所掌事務に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　危機管理専門官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する災害その他の事故への対処に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10　金融専門官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11　商品取引専門官は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）を行う。

（種苗審査室並びに新事業創出専門官、審査官、総括審査官及び国際専門官）

第二十七条　新事業創出課に、種苗審査室並びに新事業創出専門官三人、審査官二十五人、総括審査官一人及び国際専門官一人を置く。

2　種苗審査室は、農林水産植物の品種登録に係る審査に関する事務をつかさどる。

3　種苗審査室に、室長を置く。

4　新事業創出専門官は、命を受けて、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　審査官は、命を受けて、農林水産植物の品種登録に係る審査を行う。

6　総括審査官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

7　国際専門官は、新事業創出課の所掌事務に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（海外展開・輸出促進室並びに六次産業化専門官、地産地消専門官及び海外展開専門官）

第二十八条　産業連携課に、海外展開・輸出促進室並びに六次産業化専門官二人、地産地消専門官一人及び海外展開専門官二人を置く。

2　海外展開・輸出促進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

3　海外展開・輸出促進室に、室長を置く。

4　六次産業化専門官は、命を受けて、農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　地産地消専門官は、農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　海外展開専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。